

ガイドライン改訂検討に係る論点整理(案)

| 項目・現行条文 | オピニオン要旨 | 見直しの必要性についての検討ポイント |
|---|--|---|
| <p>(1) 地球環境保全に貢献するプロジェクト支援 「なお、JBIC は、融資等の対象となるプロジェクトについて環境社会配慮が適切になされるよう促す一方で、環境保全 / 改善に資するプロジェクトや、温室効果ガス排出削減等、地球環境保全に貢献するプロジェクトは積極的に支援する方針である。」(JBIC 前書き)「調査・検討すべき環境への影響には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、社会的関心事項(非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、こどもの権利、HIV/AIDS などの感染症等) 越境または地球規模の環境問題への影響が含まれる。」(JBIC 第 2 部 1 (検討する影響のスコープ)・NEXI 別紙 1 (検討する影響のスコープ))</p> | <p>< JBIC オピニオン > 地球温暖化問題は、全世界的問題として受止められており、気候変動枠組条約は 200 近い国々が締結し、また同条約締約国会議である COP におけるポスト京都議定書の議論も深まっている。 政府機関である JBIC / NEXI においても、各機関の事業の特性に応じそれぞれ適切な形で、地球環境保全に貢献するプロジェクトを支援すべきもの。 < 産業界オピニオン > 本邦企業が OECD 加盟国企業と公平・対等に競争できるよう、コモンアプローチを基準として、他 ECA と同水準の確認内容・手続のガイドラインとするイコール・フットディングの原則を確保すべきである。</p> | <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 「地球環境保全に貢献するプロジェクトへの支援」というコンセプトと、JBIC / NEXI のガイドラインとを組み合わせることの必要性の有無とその具体的理由、更には具体的な組み合わせのイメージ如何？ 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p> |
| <p>(2) 採掘産業における歳入の透明性 (直接に対応する現行条文なし)</p> | <p>< 歳入の透明性に関する基本方針 > < NGO オピニオン > 歳入の透明性の重要性を、環境社会配慮確認にかかる基本方針として明記すべきである。 対象国が「採掘産業の透明性に関するイニシアティブ (EITI)」に参加している場合は、その実施状況を確認すべきであり、そうでない場合でプロジェクトが相当の歳入への影響を与える場合は、EITI への参加を働きかけるべきである。 < 産業界オピニオン > 本邦企業が OECD 加盟国企業と公平・対等に競争できるよう、コモンアプローチを基準として、他 ECA と同水準の確認内容・手続のガイドラインとするイコール・フットディングの原則を確保すべきである。 < JBIC / NEXI オピニオン > EITI については、加盟企業の EITI 実施国における活動に適用される制度と理解しています。我が国を含む支援国、また、世銀グループ、IMF、EBRD 等の国際機関は、EITI の財政的、技術的な支援を行う立場と理解しています。 現時点での EITI 実施国は 30 カ国未満、加盟企業も 30 社未満です。EITI 実施を承認していない国また非加盟企業については、EITI 原則を遵守する義務を有さぬものと理解しています。 主要 ECA において、EITI をガイドライン等で明記している機関は現時点では存在しません。</p> <p>< 採掘産業におけるガバナンスリスクのレビュー > < NGO オピニオン > 採掘産業に関する大規模プロジェクトの環境レビューの際には、当該国政府のガバナンスのリスクも審査し、リスクが事業の便益を上回る場合には事業に対する支援をすべきではない。 対象プロジェクトが生み出す収益が政府の歳入に大きな影響を与える場合は、貧困削減の努力やガバナンスに悪影響を与えないかどうか確認すべきである。 政府のガバナンス向上努力や貧困削減の努力について情報収集を行い、貧困削減の努力やガバナンス改善に悪影響を与えるリスクが高い場合は、支援を行わぬべきである。</p> | <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > コモンアプローチまた各 ECA において代表的国際基準として示されていない国際条約、宣言、概念等を、JBIC / NEXI のガイドラインで規定することの必要性の有無とその具体的理由如何？</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>< 産業界オピニオン > JBIC / NEXI ガイドラインは、厳しい国際競争の中で我が国産業界の国際競争力を維持する上で支障とならない確認内容及び手続を確保すべきである。その上では企業の海外事業遂行上極めて重要な要素とくに迅速性には留意いただきたい。 本邦企業が OECD 加盟国企業と公平・対等に競争できるよう、コモンアプローチを基準として、他 ECA と同水準の確認内容・手続のガイドラインとするイコール・フットディングの原則を確保すべきである。</p> <p>< JBIC / NEXI オピニオン > 採取産業プロジェクトにおける当該国のガバナンスリスク評価及び情報公開の重要性を規定する IFC パフォーマンススタンダードの前文は、コモンアプローチが参照ベンチマークとする IFC パフォーマンススタンダード個々の内容からは外れている、いわば IFC 固有の規定と理解しています。 ガバナンスリスクについては、JBIC / NEXI ガイドラインが審査対象とする「プロジェクト実施主体者等による環境社会配慮」の範疇に止まらぬ内容を含有していますが、顧客である借入人 / 輸出者等を通じたこれらの働きかけには一定の制約も存在します。</p> <p>< 政府への支払と政府との主要な合意の情報公開 > < NGO オピニオン > 採掘産業に関するプロジェクトにおいては、実施主体が政府に支払うプロジェクト関連の重要な支出（ロイヤリティ、税金、利益配分など）や、受入国政府契約（HGAs）、政府間協定（IGAs）などの主要な合意が公開されるべきである。</p> <p>< 産業界オピニオン > 本邦企業が OECD 加盟国企業と公平・対等に競争できるよう、コモンアプローチを基準として、他 ECA と同水準の確認内容・手続のガイドラインとするイコール・フットディングの原則を確保すべきである。 情報公開においては、借入人 / 輸出者、プロジェクト実施者、等の商業上の秘密に考慮しつつ、プロジェクトの進捗に支障を来たさないような確認内容・手順を確保することが重要である。</p> <p>< JBIC / NEXI オピニオン > 前段の内容は、IFC パフォーマンススタンダード前文パラ 21・22 に言及される内容すなわち IFC 固有の方針ないしは EITI 基準の一つと理解しています。 後段の内容を現時点で規定として求めているものは、IFC パフォーマンススタンダード前文パラ 21・22 すなわち IFC 固有の方針のみと理解しています。</p> | |
| <p>(3) 国際的基準の取扱いの明確化 「さらに、JBIC は、環境社会配慮等に関し、国際機関、地域機関、日本等の先進国が定めている基準やグッドプラクティスなどを参照する。」(JBIC 第 1 部 3 (4)) 「NEXI は、世界銀行等の国際金融機関が定めた基準、他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準またはグッドプラクティス等をベンチマークとして参照し」(NEXI 3 (3))</p> | <p>< JBIC / NEXI オピニオン > JBIC / NEXI が満足すべきコモンアプローチが 2007 年 6 月に改訂され、国際的基準の取扱いについては、従来の“would be applied”から“expected to meet”に変更されている。 現行 JBIC / NEXI ガイドラインは、国際的基準の取扱いについて「ベンチマークとして参照」することを規定しており、上記コモンアプローチ改訂内容と矛盾したものではない。</p> <p>< 産業界オピニオン > 本邦企業が OECD 加盟国企業と公平・対等に競争できるよう、コモンアプローチを基準として、他 ECA と同水準の確認内容・手続のガイドラインとするイコール・フットディングの原則を確保すべきである。</p> | <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > コモンアプローチとの関係において現行の JBIC / NEXI ガイドライン規定でも矛盾はしない内容を、改訂することの必要性の有無とその具体的理由如何？ 世銀 OP 及び IFC パフォーマンススタンダードなど国際基準の“ベンチマークとして参照”の JBIC / NEXI における運用状況如何？</p> |

| | | |
|---|---|--|
| | <p>「国際金融等業務」においては、環境社会配慮はプロジェクト実施主体が当該国の法令に従って実施し、貴行はバイの公的与信機関としてその実施状況を確認する立場であることから、当該プロジェクト実施主体が主体的に環境社会配慮を行うことを促す内容とし、プロジェクト実施国における法令や手続きを可能な限り尊重することが重要である。</p> | |
| <p>(4) 参照すべき国際的基準の明確化 「さらに、JBIC は、環境社会配慮等に関し、国際機関、地域機関、日本等の先進国が定めている基準やグッドプラクティスなどを参照する。」(JBIC 第 1 部 3 (4)) 「NEXI は、世界銀行等の国際金融機関が定めた基準、他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準またはグッドプラクティス等をベンチマークとして参照し」(NEXI 3 (3))</p> | <p>< JBIC / NEXI オピニオン > JBIC / NEXI が満足すべきコモンアプローチが 2007 年 6 月に改訂され、世銀セーフガードポリシーと同等であった IFC セーフガードポリシーが改訂され、IFC パフォーマンススタンダードが新たに制定されたことに伴い、参照すべき国際基準については、以下の通り明確化がなされている。 (1) 10 の世銀セーフガードポリシーの関連項目を参照すること。 (2) 適切な場合、民間セクターのリミテッドリコースまたはノンリコースのプロジェクトファイナンスの場合、8 つの IFC のパフォーマンススタンダードの全ての関連項目を参照すること。 現行 JBIC / NEXI ガイドラインは、参照すべき国際基準について、「世界銀行等の国際金融機関が定めた基準、他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準又はグッドプラクティス等」と規定し特定の基準を明記はしていないが、上記の基準等も含まれる表現でありコモンアプローチ内容はカバーし得るものとなっている。 < 産業界オピニオン > 本邦企業が OECD 加盟国企業と公平・対等に競争できるよう、コモンアプローチを基準として、他 ECA と同水準の確認内容・手順のガイドラインとするイコール・フットディングの原則を確保すべきである。 「国際金融等業務」においては、環境社会配慮はプロジェクト実施主体が当該国の法令に従って実施し、貴行はバイの公的与信機関としてその実施状況を確認する立場であることから、当該プロジェクト実施主体が主体的に環境社会配慮を行うことを促す内容とし、プロジェクト実施国における法令や手続きを可能な限り尊重することが重要である。</p> | <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > コモンアプローチとの関係において現行の JBIC / NEXI ガイドライン規定でも矛盾はしない内容を、改訂することの必要性の有無とその具体的理由如何？ (検討ポイント 3 に同じ) 世銀 OP 及び IFC パフォーマンススタンダードについての JBIC / NEXI における参照状況如何？</p> |
| <p>(5) 環境審査に係わる保険種 「NEXI による環境社会配慮確認は、貿易一般保険、貿易代金貸付保険、海外投資保険及び海外事業貸付保険に係るすべての 2 年以上案件を対象として行うものであり」(NEXI 2)</p> | <p>< JBIC / NEXI オピニオン > NEXI ガイドラインは、保険種を列記しているが、保険種を新設した場合等の扱いが必ずしも明確になっていない。</p> | <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > JBIC / NEXI が環境社会配慮確認の対象とする案件範囲は如何なる形での明確化が望ましいか？</p> |
| <p>(6) 人権状況の把握 「JBIC は、環境レビューにおいて、ガイドラインに照らし、プロジェクトの特性及び国、地域固有の状況を勘案した上で、1) プロジェクト実施前に適切かつ十分な環境社会配慮がなされるか、また、2) プロジェクト実施主体者や相手国政府の準備状況、経験、実施能力、資金の確保状況、外的不安定要因等に照らし、環境社会配慮が融資等の決定後も適切に実行されるかどうかを確認する。」(JBIC 第 1 部 3 (2)) 「NEXI は、保険契約の対象となるプロジェクトが環境(自然のみならず、非自発的住民移転や先住民等の人権の尊重他の社会面を含む)に及ぼす可能性のある影響が回避又は緩和されるよう、当該プロジェクト実施者により環境社会配慮が適切に行われているかについて確認する。」(NEXI 2)</p> | <p>< NGO オピニオン > 基本的な考え方として、相手国国内・プロジェクト対象地域の自由権及び社会権に関わる人権状況(ステークホルダーによる認識も含む)を把握し、適切なプロジェクト実施に関わる確認に反映すべきである。 < 産業界オピニオン > JBIC / NEXI ガイドラインは、厳しい国際競争の中で、我が国産業界の国際競争力を維持する上で支障とならない確認内容及び手順を確保すべきである。その上では、企業の海外事業遂行上極めて重要な要素とくに迅速性には留意いただきたい。 環境社会配慮はプロジェクト実施主体が当該国の法令に従って実施し、JBIC / NEXI は ECA としてその実施状況を確認する立場であることから、当該プロジェクト実施主体が主体的に環境社会配慮を行うことを促す内容とし、プロジェクト実施国にお</p> | <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 当該国における全般的な自由権、社会権を JBIC / NEXI 環境社会配慮確認の対象とすることの必要性の有無とその具体的理由如何？ プロジェクト実施者が直接には対応しきれないと思われる事象を JBIC / NEXI が要求することの必要性また実効性の有無とその具体的理由如何？ 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>ける法令や手続を可能な限り尊重することが重要である。</p> <p>< JBIC / NEXI オピニオン ></p> <p>人権は極めて広義の概念であり、JBIC / NEXI が「検討する影響の範囲」として「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」に掲げる社会的関心事項、具体的には非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、子どもの権利、HIV/AIDS などの感染症等とも何らかの関連性存するものと認識しています。他方、これら社会的関心事項は、当該プロジェクト固有の内容として検討されるものであり、当該国全般の一般論として検討されるものではないとも認識しております。</p> | |
| <p>(7) 社会配慮基準に関する態度</p> <p>「環境レビューにおいては、JBIC は、プロジェクトに関する、あるいはプロジェクトを取り巻くガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることに留意する。」(JBIC 第 1 部 3 (4))</p> | <p>< NGO オピニオン ></p> <p>基本的な考え方として、JBIC / NEXI がプロジェクトの社会影響配慮確認をするにあたって、プロジェクト実施主体の社会配慮に関する基準を実施する意思及び能力について審査すべきである。</p> <p>プロジェクト実施主体のコンプライアンス規定に、労働における基本原則及び権利の擁護、腐敗防止、国際的に宣言されている人権の擁護を支持し尊重することが含まれているかを審査すべきである。</p> <p>< 産業界オピニオン ></p> <p>JBIC / NEXI ガイドラインは、厳しい国際競争の中で、我が国産業界の国際競争力を維持する上で支障とならない確認内容及び手続を確保すべきである。その上では、企業の海外事業遂行上極めて重要な要素とくに迅速性には留意いただきたい。</p> <p>環境社会配慮はプロジェクト実施主体が当該国の法令に従って実施し、JBIC / NEXI は ECA としてその実施状況を確認する立場であることから、当該プロジェクト実施主体が主体的に環境社会配慮を行うことを促す内容とし、プロジェクト実施国における法令や手続を可能な限り尊重することが重要である。</p> <p>< JBIC / NEXI オピニオン ></p> <p>プロジェクト実施主体による社会配慮を確認する上で、その意思や能力は審査範囲に含まれるものと認識しております。</p> <p>指摘の「プロジェクト実施主体の社会配慮に関する“基準”なるものは、コモンアプローチあるいは環境社会配慮確認における代表的な国際的基準には存せぬものと認識しております。「グローバル・コンパクト」「OECD 多国籍企業行動指針」あるいはコンプライアンス規定の類は、殊更、環境社会配慮に特化したものではなく、これを以って環境社会配慮確認の基準とする国際的コンセンサスは現時点では存せぬものと認識しております。</p> | <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p> <p>コモンアプローチまた各 ECA において代表的国際基準として示されていない国際条約、宣言、概念等を、JBIC / NEXI のガイドラインで規定することの必要性の有無とその具体的理由如何？ (検討ポイント 2 に同じ)</p> |
| <p>(8) 発展途上国以外で実施されるプロジェクト</p> <p>[カテゴリ C]</p> <p>発展途上国以外で実施されるプロジェクト</p> <p>保険価額が 10 百万 SDR 相当円以下のプロジェクト</p> <p>(NEXI 3 (2))</p> | <p>< JBIC / NEXI オピニオン ></p> <p>NEXI ガイドラインでは「発展途上国 (DAC リスト掲載国をいう。以下同じ。) で実施され、かつ著しい負の環境影響を生じる可能性を有するプロジェクトは、カテゴリ A に分類される。」と規定され、また発展途上国以外で実施されるプロジェクトは「原則としてカテゴリ C に分類される」と例示している。</p> <p>他方、コモンアプローチにおいては仕向け国による特段の区別はなされていないほか、DAC リストが改訂された場合の対応が必ずしも明確化されていない。</p> <p>< 産業界オピニオン ></p> <p>本邦企業が OECD 加盟国企業と公平・対等に競争できるよう、コモンアプローチを基準として、他 ECA と同水準の確認内容・手続のガイドラインとするイコール・フットディングの原則を確保すべきである。</p> | <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p> <p>条文が不明確なために、取扱いが混乱するおそれがある場合のガイドライン改訂の必要性の有無とその具体的理由如何？ 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p> |

| | | |
|--|--|---|
| <p>(9) カテゴリ B プロジェクトのレビュー内容 [カテゴリ B] 「カテゴリ B に属するプロジェクトに対しては、カテゴリ A に属するプロジェクトと同様、負の環境影響の回避、最小化、緩和又は代償及び環境改善を図るための方策を含め、プロジェクトが有する潜在的な正及び負の環境影響を確認する。」 (NEXI 3 (3))</p> | <p>< JBIC / NEXI オピニオン > NEXI ガイドラインでは、JBIC ガイドラインの「EIA 手続がなされていた場合は、EIA 報告書を参照することもあるが、必須ではない」に当たる規定を明記しておらず、規定上不明確。 < 産業界オピニオン > JBIC / NEXI ガイドラインは、厳しい国際競争の中で、我が国産業界の国際競争力を維持する上で支障とならない確認内容及び手続を確保すべきである。その上では、企業の海外事業遂行上極めて重要な要素とくに迅速性には留意いただきたい。</p> | <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 条文が不明確なために、取扱いが混乱するおそれがある場合のガイドライン改訂の必要性の有無とその具体的理由如何？ (検討ポイント 8 に同じ) 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p> |
| <p>(10) スクリーニング終了後の情報公開の内容 「カテゴリ A 及びカテゴリ B のプロジェクトについては、環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書等、借入人等 (NEXI : 輸出者等) から入手した環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況を JBIC (NEXI) ウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等を速やかに公開する。」(JBIC 第 1 部 5 (2) ・ NEXI 6)</p> | <p>< NGO オピニオン > 環境社会配慮に関する主要な文書 (*1) を入手後速やかに公開すべきである。 公開対象は、当該国で承認されたものに限られず、その翻訳版も含むべきである。 < 産業界オピニオン > 情報公開においては、借入人 / 輸出者、プロジェクト実施者、等の商業上の秘密に考慮しつつ、プロジェクトの進捗に支障を来たさないような確認内容・手順を確保することが重要である。 < JBIC / NEXI オピニオン > 情報公開についての JBIC ・ NEXI の基本的な考え方 (*2) の通りです。 *1 : 環境アセスメント報告書、環境管理計画、住民移転計画、先住民族への配慮に関する計画及び生活再建計画並びにこれら文書に添付される作成段階で行われたステークホルダーとの協議に関する情報含むがこれらに限られない。 *2 : 情報公開についての JBIC ・ NEXI の基本的な考え方 (1) 環境社会配慮自体はプロジェクト実施主体者の責任であり、JBIC ・ NEXI はそれを確認する立場です。 (2) 環境社会配慮の一環としての情報公開はプロジェクト実施主体者が当該国法令等に則して行うものです。 (3) JBIC ・ NEXI は、政府系機関として説明責任を果たす用意がありますが、商業上の機密の保持の両立が求められます。</p> | <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 情報公開の責任について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何？ JBIC / NEXI が、事業者が当該国法令等で不要であることから公開していない文書、情報等を公開せしめることの実効性の有無とその具体的如何？ 上記検討ポイント に関連し、借入人等 / 輸出者等からの公開を前提とした文書 / 情報の提供依頼に対し、事業者の側が商業上の機密を理由にこれを断った場合の実効性如何？また、借入人等 / 輸出者等自ら商業上の機密を理由に公開を断った場合の実効性如何？ JBIC / NEXI ガイドラインに規定する “ 環境社会配慮に関する主要な文書 ” の具体的内容如何？</p> |
| <p>(11) スクリーニング終了後の情報公開の方法 「カテゴリ A 及びカテゴリ B のプロジェクトについては、環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書等、借入人等 (NEXI : 輸出者等) から入手した環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況を JBIC (NEXI) ウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等を速やかに公開する。」(JBIC 第 1 部 5 (2) ・ NEXI 6)</p> | <p>< NGO オピニオン > 環境社会配慮に関する主要な文書を、JBIC / NEXI ウェブサイト上に掲載すると同時に、会配慮に関する主要な文書を、JBIC / NEXI 本部及び事業実施国における現地事務所 (現地事務所が存在しない場合は、事業実施国を担当する在外公館) において、誰もが自由に閲覧・複写が可能な状態で公開すべきである。 影響を受ける地域住民や現地 NGO からの要請がある場合には、文書の写しを無償で交付・送付すべきである。 < 産業界オピニオン > 情報公開においては、借入人 / 輸出者、プロジェクト実施者、等の商業上の秘密に考慮しつつ、プロジェクトの進捗に支障を来たさないような確認内容・手順を確保することが重要である。 < JBIC / NEXI オピニオン > 項目 (10) - 「情報公開についての JBIC ・ NEXI の基本的な考え方」の通りです。</p> | <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 情報公開の責任について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何？ (検討ポイント 10 に同じ) 他 ECA の対応状況如何？</p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>(12) 融資（保険）契約締結後の情報公開の内容 「JBIC（NEXI）は、融資（NEXI：保険）契約締結後、カテゴリ A、B 及び FI プロジェクト（NEXI：カテゴリ A 及び B に属するプロジェクト）については、環境レビュー結果を一般の閲覧に供することとし、ウェブサイト上で公開する。」（JBIC 第 1 部 5（2）・NEXI 6）</p> | <p>< NGO オピニオン > 融資契約締結後に、環境チェックリストに基づく環境社会配慮確認の結果及び当該事業の環境社会影響に関する JBIC / NEXI としての所見ないし環境審査結果を公開すべきである。また、環境レビュー結果に以下の内容を記載すべきである。 (1) 借入人 / 輸出者と合意された主たる環境配慮上の対策 (2) ステークホルダーから提供された意見・懸念に対する事業者の対応と、当該対応に対する JBIC / NEXI の評価</p> <p>< 産業界オピニオン > 情報公開においては、借入人 / 輸出者、プロジェクト実施者、等の商業上の秘密に考慮しつつ、プロジェクトの進捗に支障を来たさないような確認内容・手順を確保することが重要である。</p> <p>< JBIC / NEXI オピニオン > 本項目に関しては、項目 (10) - 「情報公開についての JBIC・NEXI の基本的な考え方」の通りです。</p> | <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 情報公開の責任について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何？ (検討ポイント 10 に同じ) JBIC / NEXI が、事業者が当該国法令等で不要であることから公開していない文書、情報等を公開せしめることの実効性の有無とその具体的理由如何？ (検討ポイント 10 に同じ) 上記検討ポイントに関連し、借入人等 / 輸出者等からの公開を前提とした文書 / 情報の提供依頼に対し、事業者の側が商業上の機密を理由にこれを断った場合の実効性如何？また、借入人等 / 輸出者等自ら商業上の機密を理由に公開を断った場合の実効性如何？ (検討ポイント 10 に同じ) 他 ECA の対応状況如何？</p> |
| <p>(13) モニタリングに係る情報公開 「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていることが望ましい。」（JBIC 第 2 部 1（モニタリングとフォローアップ）・NEXI 別紙 1（モニタリングとフォローアップ））</p> | <p>< NGO オピニオン > カテゴリ A のプロジェクトについて、事業者から入手した環境社会モニタリング報告書を入手次第速やかに公開すべきである。 事業者が行うモニタリングとは別に JBIC / NEXI が自ら行うモニタリング結果を公開すべきである</p> <p>< 産業界オピニオン > 情報公開においては、借入人 / 輸出者、プロジェクト実施者、等の商業上の秘密に考慮しつつ、プロジェクトの進捗に支障を来たさないような確認内容・手順を確保することが重要である。</p> <p>< JBIC / NEXI オピニオン > 本項目に関しては、項目 (10) - 「情報公開についての JBIC・NEXI の基本的な考え方」の通りです。</p> | <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 情報公開の責任について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何？ (検討ポイント 10 に同じ) JBIC / NEXI が、事業者が当該国法令等で不要であることから公開していない文書、情報等を公開せしめることの実効性の有無とその具体的理由如何？ (検討ポイント 10 に同じ) 上記検討ポイントに関連し、借入人等 / 輸出者等からの公開を前提とした文書 / 情報の提供依頼に対し、事業者の側が商業上の機密を理由にこれを断った場合の実効性如何？また、借入人等 / 輸出者等自ら商業上の機密を理由に公開を断った場合の実効性如何？ (検討ポイント 10 に同じ) 他 ECA の対応状況如何？</p> |
| <p>(14) ステークホルダーからの意見への対応 「JBIC は、環境レビュー及びプロジェクトの監理において様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、ステークホルダーからの情報提供を歓迎する。」（JBIC 第 1 部 5（1）） 「NEXI は、関係機関との情報交換に努めつつ、地域住民や現地 NGO を含むステークホルダーから提供される情報も活用して環境レビューを行う。」（NEXI 3（3））</p> | <p>< NGO オピニオン > プロジェクトの影響を受ける地域住民や現地 NGO からの意見や懸念が表明された場合には、事業者の対応やこれに対する JBIC / NEXI の評価について回答するなど、適切な対応を取るべきである。現在でも、JBIC / NEXI に求められる説明責任の範囲内で適切な対応を取っていると考えています。</p> <p>< 産業界オピニオン > 環境社会配慮はプロジェクト実施主体が当該国の法令に従って実施し、JBIC / NEXI は ECA としてその実施状況を確認する立場であることから、当該プロジェクト実施主体が主体的に環境社会配慮を行うことを促す内容とし、プロジェクト実施国における法令や手続を可能な限り尊重することが重要である。</p> <p>< JBIC / NEXI オピニオン > 地域住民や現地 NGO からの意見や懸念に対する説明責任は、一義的には当該プロジェクト実施主体者が負うものであり、JBIC / NEXI の立場はプロジェクト実施主体者</p> | <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > ステークホルダーからの情報・意見への対応について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何？</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>が説明責任を果たすよう促すことにあります。</p> <p>JBIC / NEXI は、情報（あるいは意見、懸念）の提供を受けた場合には、当該プロジェクト実施主体者にその内容を確認し、その結果、環境に望ましくない影響を及ぼすと認められる場合には、当該プロジェクト実施主体者に対して適切な環境社会配慮がなされるよう働きかけ、また場合によっては融資承諾・保険内諾しない等の対応を行うことがあります。</p> | |
| <p>(15) 環境社会配慮審査会の設置</p> <p>「JBIC (NEXI) は、本ガイドラインに示された方針や手続が適切に実施され、ガイドラインの遵守が確保されるよう努める。」(JBIC 第 1 部 7・NEXI 7)</p> <p>「特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論の多いプロジェクトについては、アカウンタビリティを向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める。」(JBIC 第 2 部 1 (基本的事項)・NEXI 別紙 1 (基本的事項))</p> | <p>< NGO オピニオン ></p> <p>常設の第三者機関を設置し、融資 / 保険付保前の審査にあたって審査会からの助言を得ると同時に、融資 / 保険付保承諾後の案件に関する環境社会配慮面での助言を得るべきである。</p> <p>< 産業界オピニオン ></p> <p>JBIC / NEXI ガイドラインは、厳しい国際競争の中で、我が国産業界の国際競争力を維持する上で支障とならない確認内容及び手続を確保すべきである。その上では、企業の海外事業遂行上極めて重要な要素とくに迅速性には留意いただきたい。</p> <p>< JBIC / NEXI オピニオン ></p> <p>JBIC / NEXI ガイドラインは環境社会配慮の確認についてのものであり、プロジェクト実施主体者（ないし当該国政府）による環境社会配慮の支援を行っているということではありません。環境社会配慮審査会に相当する機能は、環境社会配慮責任主体たる当該プロジェクト実施主体者の内部組織あるいは当該国環境行政が担うべきものです。</p> | <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p> <p>F / S 段階から実質的な事業主体として関与する開発援助実施機関（世銀グループ等）に対し、別事業者の設計・施工案件に対する環境社会配慮の確認を行う JBIC / NEXI の如き E C A の環境社会配慮における役割の違い如何？</p> <p>F / S・D / D 段階を完了し少なからずは建設着工済の案件の環境社会配慮確認を行うことが多い JBIC / NEXI に対して、常設の第三者機関を以ってして行う具体的な助言の内容如何？また、その具体的理由如何？</p> <p>他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p> |
| <p>(16) 原子力関連：第三者機関の設置</p> <p>「JBIC (NEXI) は、本ガイドラインに示された方針や手続が適切に実施され、ガイドラインの遵守が確保されるよう努める。」(JBIC 第 1 部 7・NEXI 7)</p> <p>「特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論の多いプロジェクトについては、アカウンタビリティを向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める。」(JBIC 第 2 部 1 (基本的事項)・NEXI 別紙 1 (基本的事項))</p> | <p>< NGO オピニオン ></p> <p>原子力関連プロジェクトへの支援・融資の検討に当たっては、専門家および NGO を含む第三者機関を設置し、その助言を得て審査結果に反映させることが必要である。当該機関における審議は公開される。</p> <p>< 産業界オピニオン ></p> <p>JBIC / NEXI ガイドラインは、厳しい国際競争の中で、我が国産業界の国際競争力を維持する上で支障とならない確認内容及び手続を確保すべきである。その上では、企業の海外事業遂行上極めて重要な要素とくに迅速性には留意いただきたい。</p> <p>< JBIC / NEXI オピニオン ></p> <p>現行ガイドラインでは「特に影響が重大と思われるプロジェクトや異論の多いプロジェクトについては、アカウンタビリティを向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置して、その意見を求める」ことにしています。</p> <p>原子力関連の具体的プロジェクトについても、必要があれば同様に意見を求めることはありえますが、当該プロジェクトの融資・付保検討に当たって、常設の第三者機関の設置が直ちに必要になるとは考えていません。</p> | <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p> <p>現行ガイドラインが「必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置して、その意見を求める」と規定している上に、原子力関連案件のみ固有かつ常設の第三者機関を設置する必要性・実効性の有無とその具体的理由如何？</p> |
| <p>(17) 非自発的住民移転</p> <p>「非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経て回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。」</p> <p>「非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては十分な補償及び支援が、プロジェクト実施主体者等により適切な時期に与えられ</p> | <p>< 再取得価格による補償 ></p> <p>< NGO オピニオン ></p> <p>被影響住民が、移転前の生活水準を少なくとも維持できるように、土地及びその他資産の喪失に対する「完全な再取得価格」が補償されるべきである。</p> <p>当該国の法制制度上完全な再取得価格による補償が保障されておらず、又は当該国において実態上完全な再取得価格による補償が行われていない場合は、再取得価格による補償を確保するための追加的な措置が法的拘束力ある文書として合意さ</p> | <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p> <p>参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の内容そのものを、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？</p> <p>他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>なければならない。プロジェクト実施主体者等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティー再建のための支援等が含まれる。」</p> <p>「非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティーの適切な参加が促進されていなければならない。」</p> <p>(JBIC 第 2 部 1 (非自発的住民移転)・NEXI 別紙 1 (非自発的住民移転))</p> | <p>れ、融資契約 / 保険契約等に盛り込まれるべきである。</p> <p>「完全な再取得価格」算定のために市場価格調査が実施されているべきである。</p> <p>< 産業界オピニオン ></p> <p>環境社会配慮はプロジェクト実施主体が当該国の法令に従って実施し、JBIC / NEXI は ECA としてその実施状況を確認する立場であることから、当該プロジェクト実施主体が主体的に環境社会配慮を行うことを促す内容とし、プロジェクト実施国における法令や手続を可能な限り尊重することが重要である。</p> <p>< JBIC / NEXI オピニオン ></p> <p>JBIC / NEXI ガイドラインは「プロジェクト実施主体者等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない」と規定しています。これは、世銀 OP4.12-2(b)等の趣旨にも合致しているのみならず、より包括的内容になっていると考えております。</p> | |
| | <p>< 事前の補償 ></p> <p>< NGO オピニオン ></p> <p>非自発的住民移転を伴うプロジェクトについては、十分な補償及び支援策が、移転前に与えられるべきである。</p> <p>< 産業界オピニオン ></p> <p>環境社会配慮はプロジェクト実施主体が当該国の法令に従って実施し、JBIC / NEXI は ECA としてその実施状況を確認する立場であることから、当該プロジェクト実施主体が主体的に環境社会配慮を行うことを促す内容とし、プロジェクト実施国における法令や手続を可能な限り尊重することが重要である。</p> <p>< JBIC / NEXI オピニオン ></p> <p>の内容は、環境レビューにおいて確認が行われています。</p> <p>実態上、プロジェクト毎に補償や支援策の性質や内容等から提供のタイミングは異なる場合もあり、画一的に「事前」を求めることは、寧ろ相手国政府やプロジェクト実施主体者による、住民の貧困化防止等のための適切な対応を制限する可能性があると考えます。</p> | <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p> <p>参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の内容そのものを、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？</p> <p>(検討ポイント 17 に同じ)</p> <p>他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p> |
| | <p>< 移転・補償合意文書 ></p> <p>< NGO オピニオン ></p> <p>非自発的住民移転に伴う移転・補償の合意にあたっては、対象者は移転及び補償内容に対する合意書の内容を理解しているべきである。</p> <p>合意書は対象者に渡されているべきである。</p> <p>< 産業界オピニオン ></p> <p>環境社会配慮はプロジェクト実施主体が当該国の法令に従って実施し、JBIC / NEXI は ECA としてその実施状況を確認する立場であることから、当該プロジェクト実施主体が主体的に環境社会配慮を行うことを促す内容とし、プロジェクト実施国における法令や手続を可能な限り尊重することが重要である。</p> <p>< JBIC / NEXI オピニオン ></p> <p>の内容は、環境レビューで確認が行われています。</p> <p>実態上、合意形式は現地の文化や識字率等に左右される場合もあり、画一的に「合意書」を求めることは、寧ろ相手政府やプロジェクト実施主体者による住民貧困化防止等のための適切な対応を制限する可能性があると考えます。</p> | <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p> <p>参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の内容そのものを、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？</p> <p>(検討ポイント 17 に同じ)</p> <p>他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>< 住民移転計画 > < NGO オピニオン > 非自発的住民移転を伴う案件には、以下の内容(*)を含む住民移転計画が策定されるべきである。</p> <p>< 産業界オピニオン > 本邦企業が OECD 加盟国企業と公平・対等に競争できるよう、コモンアプローチを基準として、他 ECA と同水準の確認内容・手順のガイドラインとするイコール・フットディングの原則を確保すべきである。</p> <p>< JBIC / NEXI オピニオン > 住民移転計画の内容については、各国の当該法令等に基づき策定されるべきものであり、その上で JBIC / NEXI は、世銀 OP4.12 - Annex1 の規定内容等をベンチマークとして参照しています。 内容については、世銀 OP4.12 - Annex1 を踏まえたものと理解しますが、世銀 OP4.12 - Annex1 に含まれていない内容も存します。(別紙「世銀 OP4.12 - Annex1 と NGO 提言比較表」参照)</p> | <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の環境社会配慮確認内容を、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何? 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何?</p> |
| | <p>< 情報公開と協議 > < NGO オピニオン > 非自発的住民移転又は生計手段の喪失を伴うプロジェクトについて、以下要件(*)が満たされているべきである。</p> <p>< 産業界オピニオン > 情報公開においては、借入人 / 輸出者、プロジェクト実施者、等の商業上の秘密に考慮しつつ、プロジェクトの進捗に支障を来さないような確認内容・手順を確保することが重要である。 環境社会配慮はプロジェクト実施主体が当該国の法令に従って実施し、JBIC / NEXI は ECA としてその実施状況を確認する立場であることから、当該プロジェクト実施主体が主体的に環境社会配慮を行うことを促す内容とし、プロジェクト実施国における法令や手続を可能な限り尊重することが重要である。</p> <p>< JBIC / NEXI オピニオン > JBIC / NEXI ガイドラインにおける「非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングへの影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加」は、世銀 OP4.12 の該当部分と同旨と理解します。 住民移転計画の公開あるいは情報提供の態様については、各国の法令や制度が定めるところに拠りなされるものと理解しています。</p> <p>*1: 非自発的住民移転又は生計手段の喪失を伴うプロジェクト要件</p> <p>(1) 非自発的住民移転又は生計手段の喪失を伴うプロジェクトについては、住民移転計画のドラフトが公開され、影響を受ける地域住民との協議が行われていなければならない。</p> <p>(2) 住民移転に関する重要な情報(*2)については、住民移転計画のドラフトの段階で、影響を受ける地域住民が理解できるよう言語及び様式による書面が作成され、世帯毎に配布されなければならない。書面による理解が困難な場合には、他のコミュニケーションの方法が用いられなければならない。</p> <p>(3) 住民移転計画の最終版及び詳細設計やプロジェクト内容の変更を経て変更された版は公開されなければならない。また、これらの版に基づき、住民移転に関する</p> | <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 情報公開の責任について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何? (検討ポイント 10 に同じ) 参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の環境社会配慮確認内容を、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何? (検討ポイント 17 に同じ) 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何?</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>る重要な情報について、影響を受ける地域住民が理解できる言語及び様式による書面が作成され、世帯毎に配布されなければならない。新機関は、融資契約など法的合意を通じて、これら文書の公開・配布を確保すべきである。</p> <p>*2: 事業概要、補償に係る基本方針、補償受給対象者の定義、喪失する資産、補償方法、カット・オフ・デート、補償以外の手当、代替地に関する情報、生計回復計画、住民との協議の計画、苦情申立て・紛争解決の手続き。</p> | |
| | <p>< 苦情処理メカニズム > < NGO オピニオン > 非自発的住民移転又は生計手段の喪失を伴うプロジェクトにおいては、影響を受ける地域住民からの苦情を受け付け、対処を行うメカニズムが設置されているべきである。 当該メカニズムは、プロジェクト実施主体から独立していることが望ましい。</p> <p>< 産業界オピニオン > 環境社会配慮はプロジェクト実施主体が当該国の法令に従って実施し、JBIC / NEXI は ECA としてその実施状況を確認する立場であることから、当該プロジェクト実施主体が主体的に環境社会配慮を行うことを促す内容とし、プロジェクト実施国における法令や手続を可能な限り尊重することが重要である。</p> <p>< JBIC / NEXI オピニオン > 苦情処理メカニズムの設置は、「(非自発的住民移転の) 影響を最小化」する上での実効性ある対策の一つと認識しています。この場合、世銀 OP4.12 の当該条項をベンチマークとして参照するものです。 「中立的・客観的な判断を行うことができる独立のメカニズム」については、これによる苦情処理は当該国の異議申立仲裁苦情処理や裁判制度の如何に拠るべきものと考えます。</p> | <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の環境社会配慮確認内容を、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何? (検討ポイント 17 に同じ) 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何?</p> |
| | <p>< 社会的弱者への配慮 > < NGO オピニオン > 非自発的住民移転にあたっては、移転措置によって不均衡な影響を受けやすい女性、子ども、老人、貧困層、先住民族等のいわゆる社会的弱者に対し、特別な配慮がなされなければならない。</p> <p>< 産業界オピニオン > 環境社会配慮はプロジェクト実施主体が当該国の法令に従って実施し、JBIC / NEXI は ECA としてその実施状況を確認する立場であることから、当該プロジェクト実施主体が主体的に環境社会配慮を行うことを促す内容とし、プロジェクト実施国における法令や手続を可能な限り尊重することが重要である。</p> <p>< JBIC / NEXI オピニオン > 非自発的住民移転において、プロジェクト実施主体が、移転対象者のうち、特に女性、子供、老人、貧困層、少数民族・先住民族等の社会的弱者に適切な配慮がなされているかについては、JBIC / NEXI は、チェックリストの一項目として、確認してきています。 特別な配慮については、第 2 部 1 (非自発的住民移転) における「非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては十分な補償及び支援が、プロジェクト実施主体者等により適切な時期に与えられなければならない」との規定に包括的に含有されるものと認識。社会的弱者といっても、個人・集団の特質により、特別な配慮の内容も異なるべきところ、包括的に「十分な補償及び支援」と結果を担保する規定がより適切と史料します。</p> | <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 現行ガイドラインが同等の環境社会配慮確認内容を実質的に規定している内容を、さらに逐条でガイドラインに盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何? (検討ポイント 17 に同じ) 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何?</p> |

| | | |
|---|---|--|
| <p>(18) 先住民族 「プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。」 (JBIC 第 2 部 1 (先住民族)・NEXI 別紙 1 (先住民族))</p> | <p>< 依拠すべき国際条約・宣言と基本原則 > < N G O オピニオン > プロジェクトが先住民に影響を及ぼす場合、先住民族の権利に関する国連宣言及び IL0169 号条約等の先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、先住民族の伝統的な領域における生活様式および文化を発展する権利が尊重されるべきである。 プロジェクトが先住民に影響を及ぼす場合、先住民族の伝統的な領域における生活様式および文化を発展する基盤となる土地、領域および資源に対する先住民族の権利が認知されるべきである。 < 産業界オピニオン > 環境社会配慮はプロジェクト実施主体が当該国の法令に従って実施し、JBIC / NEXI は ECA としてその実施状況を確認する立場であることから、当該プロジェクト実施主体が主体的に環境社会配慮を行うことを促す内容とし、プロジェクト実施国における法令や手続を可能な限り尊重することが重要である。 < JBIC / NEXI オピニオン > 「先住民族の権利に関する国連宣言」は国際法上の効力を有さぬものであり、「IL0169 号条約」についても批准国においてのみ効力を有するものです(批准国は 20 カ国に満たない)。 土地及び資源に関する先住民族の諸権利については、当該国の法令(先住民族の定義、範疇、また、土地及び資源に関する内容、等)を確認し、当該プロジェクトにおける適用がこれに則したものであるかを JBIC / NEXI は確認しています。その上で、国際的な宣言や条約の考え方あるいは国際的な基準を参照し、大きな乖離がある場合には、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じて対応策を確認しています。</p> | <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 国際法としての拘束力に疑問のある宣言、また、条約を批准していない国に対し、当該宣言、条約、法律を JBIC / NEXI がガイドラインの適用対象として規定することの実効性の有無とその具体的理由如何? 当該国法令等に則して規定、実施されるべきと考えられる内容について、それらの法令等に定めていない内容であっても JBIC / NEXI がガイドラインで規定し、一律に事業者に要求することの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何? 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何?</p> |
| | <p>< 自由で事前の十分情報を得た上での合意 > < N G O オピニオン > 先住民族の土地、領域および他の資源に影響を及ぼすいかなるプロジェクトの承認にも先立ち、先住民族自身の代表的な機構を通じ、自由で事前の、十分な情報を得た上での合意(*)が得られなければならない。 < 産業界オピニオン > 環境社会配慮はプロジェクト実施主体が当該国の法令に従って実施し、JBIC / NEXI は ECA としてその実施状況を確認する立場であることから、当該プロジェクト実施主体が主体的に環境社会配慮を行うことを促す内容とし、プロジェクト実施国における法令や手続を可能な限り尊重することが重要である。 < JBIC / NEXI オピニオン > 先住民との協議については、例えば、世銀 OP4.10「先住民族」は「プロジェクトは、情報を提供された上での自由な事前の“協議”のプロセスを求められる」と規定、IFC パフォーマンススタンダード 7「先住民族」は「協議のプロセスとして、情報を提供された上での自由な事前の“協議”が確保され(英文:The consultation process will ensure)(第 9 条)と規定しています。 JBIC / NEXI ガイドラインでは、「(プロジェクト実施主体者は)十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めねばならない」と規定されており、既に「協議」よりも広範な環境社会配慮確認内容になっていると考えています。 情報を提供された上での自由な事前の“合意”という概念を定めた国連宣言は、</p> | |

| | | |
|--------------------------------------|--|--|
| | <p>国際法上の拘束力を有するものではなく、同種の権利を定めた国内法を有する国も多数とは言い難いというのが現状です。</p> <p>*: Free, Prior and Informed Consent : FPIC</p> <p>< 先住民族への配慮に関する計画 ></p> <p>< NGO オピニオン ></p> <p>先住民族に影響を及ぼすプロジェクトにおいては、先住民族の土地権・資源権をはじめとする諸権利に及ぼす影響を評価、回避、最小化、緩和し、先住民族が開発による影響を受ける以前の生活を回復するための計画(先住民族への配慮に関する計画)を作成、文書化されるべきである。</p> <p>先住民族への配慮に関する計画の策定にあたっては、計画案が先住民族が理解可能な言語、または様式によって公開されたうえで、先住民族との協議が行なわれるべきである。</p> <p>での協議の記録は先住民族への配慮に関する計画に添付されるべきである。</p> <p>< 産業界オピニオン ></p> <p>情報公開においては、借入人 / 輸出者、プロジェクト実施者、等の商業上の秘密に考慮しつつ、プロジェクトの進捗に支障を来さないような確認内容・手順を確保することが重要である。</p> <p>< JBIC / NEXI オピニオン ></p> <p>JBIC / NEXI は、先住民族に影響を及ぼすプロジェクトにおいては、当該国法令等に拠り先住民計画 (IPP) が策定されている場合には、その内容が世銀 OP4.10 との間で大きな乖離がある場合、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じて対応策を確認することとしています。</p> <p>世銀 OP4.10-AnnexB は、IPP について別表の通り定められており、また、本文 12~15 条にはその他の内容が定められており、これを参照することとしています。</p> <p>の内容は、世銀 OP4.10 には含まれていません。</p> | |
| <p>(19) 労働状況 (直接に対応する現行条文なし)</p> | <p>< NGO オピニオン ></p> <p>プロジェクトに伴う労働状況について、労働における基本原則及び権利(強制労働の禁止、児童労働の禁止、結社の自由の保障、差別禁止)が保障されていることを確認すべきである。</p> <p>< 産業界オピニオン ></p> <p>JBIC / NEXI ガイドラインは、厳しい国際競争の中で、我が国産業界の国際競争力を維持する上で支障とならない確認内容及び手順を確保すべきである。その上では、企業の海外事業遂行上極めて重要な要素とくに迅速性には留意いただきたい。</p> <p>本邦企業が OECD 加盟国企業と公平・対等に競争できるよう、コモンアプローチを基準として、他 ECA と同水準の確認内容・手順のガイドラインとするイコール・フットリングの原則を確保すべきである。</p> <p>< JBIC / NEXI オピニオン ></p> <p>労働における基本原則及び権利(強制労働の禁止、児童労働の禁止、結社の自由の保障、差別禁止)についてプロジェクト実施主体により保障されていないとの情報あれば、輸出者等を通じプロジェクト実施主体に確認します。</p> | <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p> <p>参照すべき国際的基準、条約、宣言あるいはグッドプラクティスとして E C A 間では明示的に認知されていない基準等を、JBIC / NEXI がガイドラインで規定することの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何?</p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>(20) 原子力関連：求められる要件</p> <p>「調査・検討すべき環境への影響には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、社会的関心事項（非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、子どもの権利、HIV/AIDS などの感染症等）、越境または地球規模の環境問題への影響が含まれる。」</p> <p>「調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい。」</p> <p>(JBIC 第 2 部 1 (検討する影響のスコープ)・NEXI 別紙 1 (検討する影響のスコープ))</p> | <p><NGO オピニオン></p> <p>原子力固有の問題について、原子力関連プロジェクトに求められる環境社会配慮上の要件として規定すべきである。</p> <p><産業界オピニオン></p> <p>JBIC / NEXI ガイドラインは、厳しい国際競争の中で、我が国産業界の国際競争力を維持する上で支障とならない確認内容及び手続を確保すべきである。その上では、企業の海外事業遂行上極めて重要な要素とくに迅速性には留意いただきたい。</p> <p><JBIC / NEXI オピニオン></p> <p>原子力以外のセクターであっても、各々に配慮すべき特有の事故防止対策や廃棄物対策があるものと考えます。</p> <p>現行ガイドライン：対象プロジェクトに求められる環境社会配慮は、「プロジェクトの特性に応じた適切な環境社会配慮が行われていることを原則」とし、また、「調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的影響のみならず、合理的と考えられる範囲で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む」もので、それらの影響緩和策についても確認することとしています。環境レビューにおいては、セクターを限定することなくこれらにも十分留意してきており、は現行ガイドラインでも対応可能と考えられることから、敢えて、原子力固有の環境社会配慮要件を規定する必要はないものと考えます。</p> | <p><JBIC / NEXI 第 3 回会合分></p> <p>現行ガイドラインが「プロジェクトの特性に応じた適切な環境社会配慮が行われていることを原則」とし、また「調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的影響のみならず、合理的と考えられる範囲で、派生的・二次的な影響、累積的影響を含む」と規定し、各セクター案件毎に確認している上に、原子力関連案件を固有の環境社会配慮要件を規定する必要性・実効性の有無とその具体的理由如何？</p> <p>他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p> |
| <p>(21) 原子力関連：協議と情報公開</p> <p>「特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、そのプロジェクト内容に反映されていること」(JBIC 第 2 部 1 (社会的合意及び社会影響)・NEXI 別紙 1 (社会的合意及び社会影響))</p> | <p><NGO オピニオン></p> <p>原子力関連プロジェクトについては、当該プロジェクトの安全性、核不拡散、放射性廃棄物の影響、事故発生時の対応などの情報を盛り込んだ文書が作成されるべきである。</p> <p>の文書は、ドラフト作成時に公開された上で、現地においてステークホルダーとの協議が行なわれるべきである。</p> <p>原子力関連プロジェクトへの融資等の環境レビューにあたり、借入人等に対して、当該プロジェクトの安全性、核不拡散、放射性廃棄物の影響、事故発生時の対応などの情報の提供を求めるべきである。</p> <p>の情報を、他の環境社会配慮に関する主要な文書と同様、入手後速やかに公開するべきである。</p> <p>融資契約 / 保険契約締結後に公表される環境レビュー結果には、プロジェクト実施主体の技術的能力の評価を記載するべきである。</p> <p><産業界オピニオン></p> <p>情報公開においては、借入人 / 輸出者、プロジェクト実施者、等の商業上の秘密に考慮しつつ、プロジェクトの進捗に支障を来たさないような確認内容・手順を確保することが重要である。</p> <p><JBIC / NEXI オピニオン></p> <p>原子力関連プロジェクトに限らず、必要な作成文書や情報公開、ステークホルダーとの協議はプロジェクト実施主体者が現地国法令等に従って実施すべきものです。</p> <p>現行ガイドライン：社会的合意形成及び社会影響は「プロジェクトの性質に応じた適切な環境社会配慮が行われていることを原則」としてあり、「特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、そのプロジェクト内容に反映されていること」を確認することとなり、原子力関連プロジェクトについても同様の対応となります。</p> | <p><JBIC / NEXI 第 3 回会合分></p> <p>現行ガイドラインが「プロジェクトの特性に応じた適切な環境社会配慮が行われていることを原則」とし、「特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、そのプロジェクト内容に反映されていること(を確認する。)」と規定している上に、原子力関連案件を固有の情報公開要件を規定する必要性・実効性の有無とその具体的理由如何？</p> <p>他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>(22) 地域住民等との協議 「(協議)協議会の記録。影響を受ける人々、地元の NGOs、及び規制当局が情報を与えられた上で有する見解を得るために行われた協議の記録も含む。」 (JBIC 第 2 部 2 (カテゴリ A 案件のための EIA 報告書) NEXI 別表 2 (カテゴリ A 案件のための EIA 報告書))</p> | <p>< NGO オピニオン > 主要な環境社会配慮に関する文書の作成過程で行なわれた協議について、現地の言論の自由の保障状況など公正な協議を担保する条件に配慮しながら、協議の開催時期・場所、参加者、進行方法、主要なステークホルダーの意見とこれに対する対応など協議実施状況を審査し、協議が適切に実施されたか否かを確認すべきである。</p> <p>< 産業界オピニオン > 本邦企業が OECD 加盟国企業と公平・対等に競争できるよう、コモンアプローチを基準として、他 ECA と同水準の確認内容・手順のガイドラインとするイコール・フットディングの原則を確保すべきである。 環境社会配慮はプロジェクト実施主体が当該国の法令に従って実施し、JBIC / NEXI は ECA としてその実施状況を確認する立場であることから、当該プロジェクト実施主体が主体的に環境社会配慮を行うことを促す内容とし、プロジェクト実施国における法令や手続を可能な限り尊重することが重要である。</p> <p>< JBIC / NEXI オピニオン > 環境レビューにおいては、ご指摘のような「(地域住民等との協議における)開催時期・場所、参加者、進行方法、主要なステークホルダーの意見とこれに対する対応など協議の実施状況」について確認されています。また、協議に際しての社会的弱者への配慮、プロジェクトに対する苦情処理メカニズムについても確認されています。当該協議は、一義的には当該国法令、また、国際的基準を著しく逸脱するものでないことが求められ、上記確認はこれに則したものと考えます。 の確認を通じ、当該プロジェクトが環境に望ましくない影響を及ぼすと認められる場合には、当該プロジェクト実施主体者等に対して適切な環境社会配慮がなされるよう働きかけ、また、場合によっては融資承諾・保険内諾しない等の対応を行うことがあります。</p> | <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 当該国法令等に則して規定、実施されるべきと考えられる内容について、それら法令等に定めていない内容であっても JBIC / NEXI がガイドラインで規定し、一律に事業者に要求することの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何? (検討ポイント 18 に同じ)</p> |
| <p>(23) 社会的合意の形成 「環境アセスメント報告書の作成に当たり、事前に十分な情報が公開されたうえで、地域住民等のステークホルダーと協議が行われ、協議記録等が作成されていなければならない。」(JBIC 第 2 部 2 (カテゴリ A 案件のための EIA 報告書) NEXI 別表 2 (カテゴリ A 案件のための EIA 報告書))</p> | <p>< ステークホルダーに関する分析 > < NGO オピニオン > ステークホルダーとの協議は、事業により直接的又は間接的な影響を受ける住民や発言力が弱い社会層など、協議を意識的に行うべきステークホルダーに関する分析を踏まえるべきである。 プロジェクト実施主体とステークホルダーとの間で協議が実施される前提として、相手国国内及びプロジェクト対象地域において、言論の自由、集会の自由及び知る権利が実施的に保障されていることが確認されるべきである。 住民らの自由な意思による参加を妨げる状況が存在する場合は、プロジェクト実施主体において、その障害を除去するための適切な配慮がなされなければならない。</p> <p>< 産業界オピニオン > 環境社会配慮はプロジェクト実施主体が当該国の法令に従って実施し、JBIC / NEXI は ECA としてその実施状況を確認する立場であることから、当該プロジェクト実施主体が主体的に環境社会配慮を行うことを促す内容とし、プロジェクト実施国における法令や手続を可能な限り尊重することが重要である。</p> <p>< JBIC / NEXI オピニオン > 地域住民等との協議の参加範囲については、一義的には当該国法令等、また、国際的基準を著しく逸脱するものでないことを以って確認するものです。 社会的弱者への適切な配慮も含め、ステークホルダーに関する分析は、プロジェクト実施主体者による地域住民との協議について JBIC / NEXI が確認するプロセスの</p> | <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 当該国法令等に則して規定、実施されるべきと考えられる内容について、それら法令等に定めていない内容であっても JBIC / NEXI がガイドラインで規定し、一律に事業者に要求することの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何? (検討ポイント 18 に同じ)</p> |

| | | |
|--|---|---|
| | <p>一つと認識しています。</p> <p>相手国国内及びプロジェクト対象地域において、言論の自由、集会の自由及び知る権利が保障されていることは、プロジェクト実施主体とステークホルダーの間の協議が実施される上での、重要要素の一つと認識しております。</p> <p>言論の自由、集会の自由及び知る権利が保障されていない客観的事実が広く認められる事態を、プロジェクト実施主体が招いている客観的事実が広く明らかな場合においては、適切な環境社会配慮がなされるよう輸出者等を通じて働きかける、また、場合によっては内諾しない等の対応を行うことがありうるものと思料します。</p> <p>< ステークホルダーとの協議に関する情報公開 ></p> <p>< NGO オピニオン ></p> <p>環境社会配慮に関する主要な文書の作成段階で行われたステークホルダーとの協議の実施状況、ステークホルダーから主要な意見とこれに対する対応状況は、各環境社会配慮に関する主要な文書の一部として添付され、公開されるべきである。</p> <p>< 産業界オピニオン ></p> <p>情報公開においては、借入人 / 輸出者、プロジェクト実施者、等の商業上の秘密に考慮しつつ、プロジェクトの進捗に支障を来たさないような確認内容・手順を確保することが重要である。</p> <p>< JBIC / NEXI オピニオン ></p> <p>JBIC / NEXI ガイドラインは、協議記録を「EIA 報告書には、別表に示す事項が記述されていることが望ましい」EIA 報告書には以下の項目が含まれるべきである（別表）と規定しています。</p> <p>これに関し、コモンアプローチは、" An EIA should address the issues set out in Annex II "（第 9 条）、" The EIA report should include the following items（Annex II 前文）として Annex II 第 8 項として「協議会の記録。影響を受ける人々、地元の NGO、及び規制当局が情報を与えられた上で有する見解を得るために行われた協議の記録も含む」と規定しています。</p> | |
| <p>(24) 原子力発電関連：セクターの例示</p> <p>(1) 影響を及ぼしやすいセクター</p> <p>以下に示すセクターのうち大規模なもの</p> <p>(11) 火力発電</p> <p>(12) 水力発電、ダム、貯水池</p> <p>(JBIC 第 2 部 3 . 1 ・NEXI 別添 3 (2))</p> | <p>< JBIC / NEXI オピニオン ></p> <p>コモンアプローチは、原子力発電プロジェクトを、影響を及ぼしやすいセクター（カテゴリ A に属するプロジェクト）の一つとして例示している。</p> <p>現行 JBIC / NEXI ガイドラインは、影響を及ぼしやすいセクターとして原子力発電プロジェクトを例示していない。これは例示とは、当該セクター件数の多寡また発生蓋然性に拠るものであるからであり、コモンアプローチで例示されながら現行 JBIC / NEXI ガイドラインで例示されていないセクターは他にも存するもの。</p> <p>JBIC / NEXI として原子力発電案件を今後手がけていく蓋然性は、現ガイドライン制定時と比較して、高まっていると認識しうるもの。</p> <p>< NGO オピニオン ></p> <p>「一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域の例示一覧」に原子力発電所及び核燃料サイクル施設を追加すべきである。</p> <p>原子力発電所及び核燃料リサイクル施設に関するチェックリストを作成すべき。</p> <p>< 産業界オピニオン ></p> <p>本邦企業が OECD 加盟国企業と公平・対等に競争できるよう、コモンアプローチを基準として、他 ECA と同水準の確認内容・手順のガイドラインとするイコール・フットディングの原則を確保すべきである。</p> | <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p> <p>コモンアプローチが明示した内容（含む改定結果）につき、現行 JBIC / NEXI ガイドライン上矛盾はないものものも、改めて明定する必要性の有無とその具体的理由如何？</p> |

| | | |
|---|---|---|
| <p>(25) 異議申立期間に関する情報公開 (直接に対応する現行条文なし(*)) * : 異議申立制度に関する内容は、JBIC「異議申立手続要綱」及び NEXI「異議申立手続等について」にて規定。</p> | <p>< NGO オピニオン > 各プロジェクトについて、ガイドラインに基づく異議申立が可能となる期間を公開すべきである。 ガイドラインに基づく異議申立を意思決定前から可能となるよう、異議申立手続要綱に定める異議申立期間を再検討すべきである。</p> <p>< 産業界オピニオン > 情報公開においては、借入人 / 輸出者、プロジェクト実施者、等の商業上の秘密に考慮しつつ、プロジェクトの進捗に支障を来たさないような確認内容・手順を確保することが重要である。</p> <p>< JBIC / NEXI オピニオン > 融資・保険契約期間は、輸出者等の商業上の機密に相当することから、公開はできません。 JBIC「異議申立手続要綱」及び NEXI「異議申立手続等について」では、融資・保険契約以前、及び貸出等終了後の異議申立に関する対応も定めています。</p> | <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 異議申立期間が商業上の秘密に当たる具体的な理由如何？ 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p> |
| <p>(26) 案件発掘・形成調査、および輸入・投資事業化等促進調査結果の公開 (直接に対応する現行条文なし)</p> | <p>< NGO オピニオン > 新 JBIC は、案件発掘・形成調査及び輸入・投資事業化等促進調査等、国際金融等業務において実施される調査の結果を公開すべきである。</p> <p>< 産業界オピニオン > 情報公開においては、借入人 / 輸出者、プロジェクト実施者、等の商業上の秘密に考慮しつつ、プロジェクトの進捗に支障を来たさないような確認内容・手順を確保することが重要である。</p> <p>< JBIC / NEXI オピニオン > 案件発掘・形成調査及び輸入・投資事業化等促進調査等は潜在的なプロジェクト実施主体に対し将来のプロジェクト実現の参考資料として提出する性格のものであり、ビジネス上の秘匿性が極めて高く、公開にはなじまないと考えます。</p> | <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 商業上の守秘義務との関係における当該調査の性格如何？</p> |